

郡山市海外販路開拓等支援補助金

補助事業内容

コロナ禍による観光客の減少及び国際情勢の変化による物価高騰等の危機を乗り越え、地域産業の活性化及び振興を図るため、市産品の販路開拓（※1）に要する経費の一部を支援する。

（※1）販路開拓とは、県外及び海外での市産品の販売、取引先及び事業の提携先の開拓、受注及び発注の機会の確保等を目的に、対面又はオンラインで行われる物産展、展示販売会、見本市、商談会等の各種取組をいう。

補助対象者・補助額

《補助対象者》

- ① 市内に主たる事業所を有し、資本金または出資金が10億円未満の者
- ② 市産品（※2）を販売している者
- ③ 市産品を販売するにあたり官公署の許可、認可又は届出を必要な場合はその許認可等を受けている者
- ④ 市税を滞納していない者
- ⑤ 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者
- ⑥ 補助金に関する事前相談を行っている者

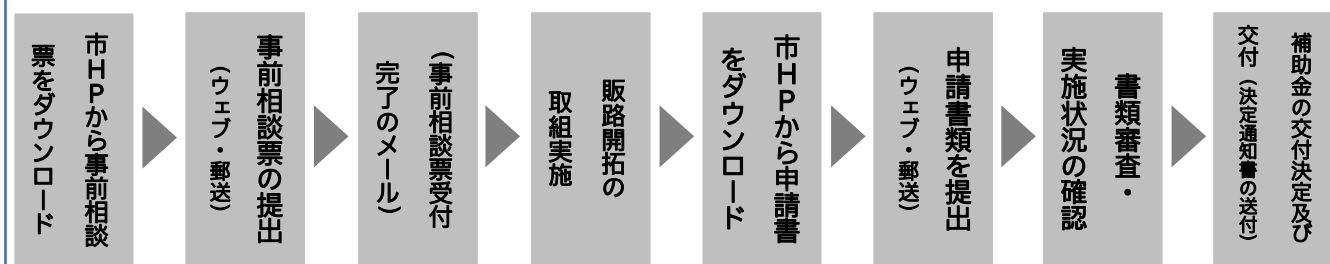
（※2）市産品とは次のいずれかに該当するもの

- (1) 生産、製造又は加工の最終段階を市内で行っている商品
- (2) 市外で製造及び加工された場合は、主な原材料が郡山市産であって、市内に主たる事業所を有する者が販売する商品

《補助額等》

項目	補助上限額	補助率
県外	20万円	1 / 2
海外	50万円	

《交付までの流れ》



補助対象期間・対象経費

■ 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日

■ 対象経費

項目	対象経費
国内での販路開拓	出展料、会場使用料、小間装飾費、宿泊費及び交通費、運搬費、パネル・のぼり作成費、ポスター・パンフレット作成費、自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費 等
海外での販路開拓	国内での販路開拓の対象経費のほか通訳料・翻訳料、現地人件費、通関費用、海外向け認証取得費、越境ECモール出店初期費用、外国語ウェブサイト構築費用 等

※消費税及び地方消費税額並びに他の補助金の交付の対象となる経費については補助対象外

申請方法

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市役所への来庁を極力控え、オンライン申請または郵送で申請くださるようお願いいたします。

※申請書類及び申請に必要な書類等は、市ウェブサイトでご確認ください。

《オンライン申請》

- 事前相談票 <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202200434>
- 申請書 <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202200435>

《郵送申請》

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市観光課 行

《申請期限》

令和5年2月28日（火）まで

※予算額に達した場合は、申請受付を終了する場合がございます。

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 新型コロナ 事業者支援



問い合わせ先：郡山市産業観光部 観光課

Tel：024-924-2621（平日8：30～17：15）



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS（LINE）によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加からID検索【@881zlyyl】またはQRコードで登録
お願いします！

